

令和8年 下呂市農業委員会第4回総会議事録

開催日時	令和8年4月3日	14:00~16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室	
出席委員	1 番 今井 学 3 番 石原郁夫(推) 4 番 奥田 重喜 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 7 番 熊崎 升美 8 番 中川 輝男(推) 9 番 小田 忍(推) 10 番 田中 覚章(推) 11 番 寶 賢一 12 番 二村 浩 13 番 二村 昭司(推) 14 番 中島 尊治 15 番 鎌倉 宏之 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎(推) 18 番 今井 明浩(推) 19 番 熊崎 徹(推) 21 番 中島 義雄 22 番 谷口 寿貴 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男(推) 25 番 井戸 克彦(推) 26 番 杉山 裕(推)	
欠席委員	2 番 熊崎 秀幸 20 番 中桐 由起子(推)	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 12 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 議事 13 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 14 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数13名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第4回農業委員会を開催いたします。	
会長	【会長あいさつ】	
議長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 11 番 寶 賢一 委員 12 番 二村 浩 委員 お願いいたします。	
議長	議案第12号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。	
事務局	議案第12号農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、目的の変更が1件、転用事業者の変更が1件です。 番号1については、平成10年6月に一般個人住宅を目的とする5条許可を得た転用計画で、当初は5人で資金を調達し、共有とする予定であった申請です。現在居住している1名で資金の目途がたったため、転用事業者を5人から1人に変更承認を求めるものであります。なお、新たに所有権移転の5条申請が併せて提出されております。 以上、農地転用許可後の事業計画変更申請について審議をお願い致します。	

議長

状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について、「許可相当」とすることにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

ご異議ないものと認め、「許可相当」とすることに決定いたします。

議長

議案第13号農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の3ページをお開きください。

農地法第4条許可申請4件につきまして、事務局より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第13号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。
今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が4件、店舗等施設への転用が1件、面積については、田54㎡、畑609㎡です。

番号1については、申請地を一般個人住宅(進入路及び庭園)として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、500m以内に上呂駅があることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

す。
なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号2については、申請地を一般個人住宅(倉庫及び車庫)として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、300m以内に飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

す。
なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号3については、申請地を一般個人住宅(庭園)として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。
なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号4については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま

す。
なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。

議長

ただいま事務局より説明がございました。農地法第4条申請につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	<p>1番について担当委員欠席のため、事務局代読します。 場所は***から南へ500mくらいの位置です。一般個人住宅の進入路及び庭園として利用している追認案件です。周辺の土地は申請者の所有地であり、問題無いと思います。</p>
8番	<p>2番については、***から北東へおおむね200mの位置にあります。 申請人は現在市外に居住しており、申請地の建物等は空き家となっています。今回売却を考え調べたところ、農地になっていたということで追認での申請となります。 許可後は地目を変更し売却する予定です。</p>
12番	<p>3番については、国道257号線の***から南へ200m程の位置になります。 申請者の親族が亡くなり相続したところ、農地が宅地になっていたことが分かったための申請です。周辺はすべて申請者所有の土地で問題は無いかと思えます。</p>
21番	<p>4番については、国道41号の***の下あたりです。 昭和41年から宅地として利用していたが、隣接する土地の承諾も得ていることから問題ないかと思えます。</p>
議長	<p>状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。</p> <p>農地法第4条許可申請4件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。</p>
	<p>【挙手全員】</p>
	<p>ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。</p>
議長	<p>議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の5ページをお開きください。</p>
議長	<p>農地法第5条許可申請3件につきまして、事務局より状況説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、集団住宅への転用が1件、道路用地への転用が2件、鉱工業用地への転用が2件、店舗等施設への転用が1件、面積については田15㎡、畑972㎡です。</p> <p>番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。 農地区分は、申請地は、500m以内に上呂駅があることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われれます。</p> <p>番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅((進入路)として利用したいため、転用許可を求めるものです。 農地区分は、申請地は、300m以内に下呂総合庁舎があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われれます。</p>

番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま

す。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。ただし、譲渡人が申請書受理後、本日までの間に死亡しており、申請書上の申請者を訂正する必要がありますため、現在代理人を通じて訂正の依頼を行っています。

したがって、本日の議決においては「申請書の譲渡人が訂正されることを条件に許可相当」であるかをご審議いただきます。

以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。

議長

ただいま事務局より説明がございました。農地法第5条申請につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

1番について担当委員欠席のため、事務局代読します。

場所は***から南へ500mくらいの位置です。一般住宅及び庭園として利用したいとのことです。今回、事業計画変更が同時に申請されている土地です。周辺の土地は申請者の所有地であり、問題無いと思います。

7番

申請地周辺は作業道などで、影響を与えるような農地は無いため問題ないと思いま

26番

国道41号の***がある交差点から300m程度北上した位置にあります。

譲渡人から譲受人に土地を譲り、家屋の建築を目的としています。

周辺に畑があるが、申請者所有地のため問題ないと思います。

議長

状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

6番

3番について、このような事例は初めてであるが、申請人が亡くなってから条件をつけるとはいえ、許可相当とすることは問題ないのか？

事務局

法令の事例集における実務編にのっており、申請者が亡くなった後に相続人が申請人として取り扱われます。また、遺産分割協議がなされていない場合は、相続権のある者全員が申請者として取り扱われます。

こちらから求めていることは、相続人の関係図を提出することと、また関係図にある相続人が連名で譲渡人とするを求めています。これらの是正がされ次第許可となります。

6番

それらの是正がされるまで待つということか？

事務局

そうです。農業委員会には諮りますが、許可については申請書が是正されるまで保留となります。事前に農林事務所への確認済みです。

6番

相続人が決まってから改めて申請すればよい気もするが。

事務局

農業振興課からは申請日の補正は必要ないとのことで、また、申請者がなくなったのが直近のため申請取り下げについて考える暇がなく、申請が取り下げられない以上は、農業委員会に諮った次第です。

議長

3番について追認となっているが、建物が建っているということか？

事務局	<p>追認の内容は建物が建っているわけではなく、看板用の設置敷地として使ってしまったためです。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。</p>
議長	<p>農地法第5条許可申請 まず、5条1番2番について「許可相当」と意見を付することにご異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p> <p>次に、5条3番について、「申請書の譲渡人が訂正されることを条件に許可相当」と意見を付することにご異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p> <p>ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。</p>
議長	<p>議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>議案の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が18筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。権利設定の借受希望農業者は5名です。</p> <p>次に農地利用の受け手の変更を行う土地です。こちらが5筆あります。</p> <p>次に今後のスケジュールについて説明します。</p> <p>本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、5月1日から権利設定されることとなります。</p> <p>以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今の案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決することにご異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p> <p>ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。</p> <p>以上で本日の案件は全て終了となります。</p>
議長	<p>その他、ご意見、ご質問はありませんか。</p>

事務局

事務局より、令和8年度最適化活動の目標の設定について説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、最低10日は実施してください。また、可能であれば13日以上を目指してください。
活動強化月間、新規参入相談会は随時案内をするので、ご協力をお願いします。

本年度の目標はこの設定のとおりですので、今年度も最適化活動を推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

以上をもちまして、第4回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後に農地利用最適化推進会議を実施

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番